

大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市の産業及び経済の活性化を図るため、市内の中小企業者及び小規模企業者（以下「中小企業者等」という。）が行う施設改修又は設備投資に要する経費の一部について、予算の範囲内において交付する大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5号に規定する事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 施設改修 事業の拡大、生産効率の向上、サービスの向上等を目的として、中小企業者等が既に自ら行う事業活動の用に供している施設（住居併用の事務所、駐車場及び別棟の倉庫の用に供されるものを除く。以下同じ。）の一部を修繕、補修、模様替えその他施設の機能及び性能を維持又は向上させることをいい、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他法令に違反しないものをいう。（経年劣化を補う改修を除く。）
- (4) 設備投資 事業の拡大、生産効率の向上、サービスの向上等を目的として、中小企業者等が自ら行う事業活動に用いる設備（汎用性が高く、事業活動以外の用途に容易に供されるものを除く。以下同じ。）を取得することをいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、施設改修又は設備投資を行う中小企業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事務所又は事業所を有する個人又は市内に本社を有する法人であって、施設改修にあつては10年以上、設備投資にあつては5年以上の営業実績があること。
- (2) 古川商工会議所、大崎商工会又は玉造商工会の会員であること。
- (3) 施設改修を行う施設又は設備投資を行う施設を賃借又は使用貸借している中小企業者等にあつては、施設改修又は設備投資に関して当該施設の所有者の承諾が得られていること。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者となることはできない。

- (1) 市税(市外に住居を有するときは、市町村税(国民健康保険税を含む。))の滞納があるとき。
- (2) 大崎市暴力団排除条例(平成25年大崎市条例第4号)第2条第3号の規定に該当しているとき。
- (3) 食品衛生法や建築基準法等、関係法令等に違反しているとき。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第1項各号に掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの。
- (5) 風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行っている者
- (6) その他市長が不適切と認める営業を行っている者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の金額とし、70万円を限度とする。この場合において、当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金の交付は、1補助対象者につき1回とする。

(当該補助事業に関する施工業者)

第5条 大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業の改修工事の施工業者及び備品購入先については、市内に住所又は事務所を有する業者とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助事業を実施する前に、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 市内事業者等に関する調書(様式第4号)

(4) 施設改修又は設備投資の見積書

(5) 施設改修又は設備投資の内容が確認できる書類(図面、カタログ等)

(6) 施設改修又は設備投資を行う前の現況写真

(7) 事業実施位置図

(8) 納税等確認承諾書(別紙様式)

(9) 商工団体からの推薦書(別紙様式)

(10) 他の法令等により許可、確認等が必要なものについては許可書等の写し

2 前項各号のほか、必要に応じ次の書類を提出するものとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする補助対象者が市外に住居を有するときは、市町村税(国民健康保険税を含む。)を完納していることを証する書類

(2) 店舗改修工事同意書（別紙様式）

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び補助金の額について決定し、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金交付決定通知・不交付決定通知書（様式第5号）により、その旨を当該交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合は、市長の承認を受けること。ただし、補助金の額に変更を来さない軽微な変更にあつては、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) 補助対象経費に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等は、当該収入及び支出についての証拠書類とともに事業完了後5年間保存しなければならない。
- (4) この補助金の補助対象経費と同じ経費を対象とする他の補助金等の交付を受けてはならない。

（補助事業の変更等）

第9条 第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、事業の内容を変更しようとするときは、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金変更交付申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（変更後のもの）
- (2) 収支計画書（変更後のもの）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、申請内容

の変更の可否について決定し、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金変更交付決定・不交付決定通知書（様式第7号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（中止又は廃止の申請等）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金中止・廃止承認申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止・廃止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止の承認の可否を決定し、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金中止・廃止承認通知書（様式第9号）によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金実績報告書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第11号）

（2） 収支精算書（様式第12号）

（3） 施設改修又は設備投資に要した費用の領収書及び請求書の写しその他支払を確認できる書類の写し

（4） 施設改修又は設備投資の完了後の写真

（5） その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する市の会計年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金確定通知書（様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の方法）

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後に当該補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前条の規定による確定通知書を受理した日以後、速やかに大崎市中小企業者及び小規模企業者施設改修・設備投資促進事業補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第14条 市長は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（補助金の返還）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付の決定に際して付した条件に違反したとき。

（2）補助事業を中止し、又は廃止したとき。

（3）補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、産業経済部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（令和2年度における補助金の額の特例）

2 令和2年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、補助対象者の事業活動における4月から6月までの間の1か月の売上げの額が、前年同月と比較して2割以上減少している場合における第3条第2項の規定の適用については、同項中「2分の1以内」とあるのは「4分の3以内」と、「100万円」とあるのは「150万円」とする。

附 則（令和2年7月3日一部改正）

この要綱は、令和2年7月3日から施行する。

附 則（令和3年4月1日一部改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年度における補助金の額の特例）

3 令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の拡大により、補助対象者の事業活動における4月から6月までの間の1か月の売上げの額が、前年または前々年同月と比較して2割以上減少している場合における第4条第2項の規定の適用については、同項中「2分の1以内」とあるのは「4分の3以内」と、「100万円」とあるのは「150万円」とする。

附 則（令和3年8月13日一部改正）

この要綱は、令和3年8月13日から施行し、令和3年度の補助対象事業から適用する。

附 則（令和4年4月1日一部改正）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年5月22日一部改正）

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
施設改修	<p>補助事業者が市内に本社，本店，支店，事業所等を有する法人又は市内に事務所又は事業所を有する個人事業者と契約を締結し行う施設改修に係る工事費。ただし，経年劣化を補う改修（雨漏り，屋根塗装等）や，次に掲げるものを除く。</p> <p>(1) 住宅部分及び住居併用の事務所 (2) 施設と別棟の倉庫，駐車場等の工事 (3) 造園，門扉，塀又は外構のみの工事 (4) 下水道接続のみとなる配管工事 (5) 施設改修の工事を伴わない解体工事 (6) 内装工事を伴わない電気製品及び照明器具の取替工事 (7) 前各号に掲げるもののほか，市長が補助金の交付が適当でないと認める工事</p>
設備投資	<p>補助事業者が市内に本社，本店，支店，事業所等を有する法人又は市内に事務所又は事業所を有する個人事業者と契約を締結し行う設備投資に係る次の各号のすべての要件を満たす経費</p> <p>(1) 取得価格が100,000円以上であること。 (2) 事業の拡大や生産効率の向上又はサービスの向上に繋がり，直接的に事業の用に供するものであること。 (3) 中古品又はリース契約に基づくものでないこと。 (4) 市内の施設に固定設置するものであること。 (5) 汎用性が高いものでないこと。 (車両，パソコン，タブレット等は対象外となります) (6) その他市長が必要と認める経費</p>

注1) 交付決定後に発生した経費が補助対象となります。

注2) 施設改修及び設備投資は，事業計画実施のために必要不可欠なものに限ります。

注3) 契約等の証拠書類（発注書，見積書，契約書，請求書）が必要です。

注4) 消費税等の税金及び金融機関等への振込手数料は補助対象になりません。

手数料を差し引いた場合（支払先負担）は値引きとみなします。